

【事案 I - 1】 転換契約無効請求

・平成 30 年 7 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

養老生命共済契約から終身共済契約への転換は、被申立人による虚偽ないし不十分な説明のために行ったものであるとして、転換の無効の確認、転換前の養老生命共済契約の満期共済金の支払および満期共済金が支払われなかったために返済不能となった債務にかかる利息金の返還を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、1. 転換後の終身共済契約を無効として、転換前の養老生命共済契約に戻し、満期となった契約については、満期共済金を支払え。また、2. 満期共済金が支払われなかったために返済不能となった債務にかかる利息金を返還せよ、との判断を求める。

- (1) 契約時の説明が不十分なうえ、終身共済のパンフレットの提示もないまま、5 本の養老生命共済契約を、終身共済契約 1 本にまとめるよう転換を勧められた。
- (2) 申立人は、転換を望んでいなかったが、担当者の 60 歳満期で 1,400 万円になるという魅力的な言葉に動かされ、転換すれば多額の負債が 60 歳で返済できると考え、同意した。
- (3) 60 歳になり、満期共済金を請求したが、終身共済なので満期共済金はない、と言われた。現在は 70 歳で、この 10 年間、何回も説明を求めたが、納得できる答えはなかった。
- (4) 毎月、多額の掛金を支払うのも大変になり、途中減額したり、子供の契約を解約したりしながら、60 歳まで払い続けたものの、終身部分の払込終了後も、特約部分の支払(月 1 万円)が残ることが判明したため、解約した。
- (5) 本件転換契約は、申立人の経済状況をまったく無視し、自らの成績を上げるためだけに勧誘したものであり、納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 担当者が養老生命共済契約から終身共済契約に転換を勧めたのは、68 歳で終了する入院保障が延長できる利点を訴求したものである。また、転換前より 60 歳までは掛金が増えるが、60 歳以降は掛金負担が軽減すること(満期までのトータル掛金は、終身共済契約の方が少なく済む)を説明して推進している。
- (2) 他にも終身共済契約の積立金は、解約することにより、解約返戻金として、養老

生命共済契約における満期共済金と同等の目的に利用可能であることなど、契約者に不利なものではない。

- (3) その後、申立人は、複数回に渡り契約の減額等をおこない、既に積立金の一部を受け取っているため、転換後の終身共済契約の成立について追認したものと考えられ、契約の無効には応じられない。
- (4) 融資(組合員に対する無担保融資)は転換契約とは別なものとして申込まれたものであり、残債務は返済されていない。
- (5) 終身共済契約の払込終了時に終身部分の減額による積立金(解約返戻金)の返還による借入金の返済や融資切替えにより利率を引下げる提案をおこなったが、現在の状況を選択したのは申立人自身であり、利息の補てんには応じられない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および被申立人から提出された書面に基づき審議した結果を踏まえ、双方への和解提案をしたところ、被申立人は了解したが、申立人が拒否をしたため、さらに審議のうえ、下記の理由から「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

1 錯誤の有無について

- (1) 申立人は、錯誤無効の主張について、錯誤に陥った事実についての証明を行うべき責任を負っているが、その事実の存在を裏付ける客観的な証拠や有力な間接事実等は何ら提出されていない。

また、申立人が署名・押印を行った転換後契約の申込書においては、「共済期間」については「終身」と、「主契約」については「終身共済契約」とそれぞれ記載される一方、「満期」についての記載は全く存在していない。

これらのことからすると、錯誤の事実については、その存在を認めることはできない。

(2) 被申立人による募集活動について

- ① 転換後契約である終身共済契約については、パンフレットの交付やこれを用いた商品説明がなされていない。
- ② 転換後契約の約款・事業規約が交付されたのも、転換が行われた後であり、その前ではない。

等の、妥当性の観点からすると必ずしも望ましいとはいえない事実も存在している。

しかし、それらのことを根拠として、被申立人による募集活動が違法と評価されるほどにまで不十分なものであったとか、当該の募集活動によって申立人の側に転換後契約の内容等に関する錯誤が生じた、などということまでは言えない。

2 虚偽の説明と利息金の支出との間の因果関係について

被申立人による虚偽ないし不十分な説明という前提となるべき事実自体が認められない。

3 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、申立人の請求はいずれも理由がないから、主文のとおり裁定する。